

上越市立春日新田小学校

令和4年度いじめ防止基本方針

平成26年6月策定

令和2年4月改定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面上、形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法第2条」より】

2 本校におけるいじめ防止に向けた基本方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努める。

3 指導の重点

- (1) 正・不正を明確にし、きまりを守らなければならないことの意義を考えさせ、規範意を高める。
(思考・判断力)
- (2) 児童が自分の力を発揮し、自信をもてるように支援する。
(自己有用感・肯定感)
- (3) 相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心を育てる。
(共感的理解)

4 重点達成のための方策

(1) 正・不正を明確にし、規範意識を高める

- ・「春新みんなのきまり」「あそびのきまり」の意義を話し合い、家庭・地域での生活においても判断のよりどころとするよう常に意識させる。
- ・危険回避能力を高め、危険な行為をしないよう各学年に応じ繰り返し指導をする。

- ・「学級のしきり直し」（2学期・3学期）を行い、児童の発達段階、学級集団の実態に応じた学習や生活の基本的ルールを確立するとともに、集団のルールやきまりの必要性を理解し、正しく身に付ける学級を目指す。
- ・長期休業・連休前の生徒指導の重点について、学級活動の時間などに繰り返し指導を行う。
- ・生活目標を児童に意識づけ、主体的な取組ができるように支援する。

（２）児童が自分の力を発揮し、活躍できる場をつくり、自信をもたせる

- ・毎月の「生活アンケート」の中で、自分の頑張ったところ、褒められたこと等を記述させ、自己肯定感を高める場とする。また、学級の課題や変容を把握し、児童一人一人の思いや願いの実現のため、やる気に満ちた学級を目指す。
- ・縦割り班活動を通して、互いの違いや良さを認め合い、自分の役割を果たしたり活躍したりできるよう支援する。
- ・学級内で個に応じた役割（当番・係活動）を保障したり、一人一人が評価される活躍できる内容や場面を多く設定したりして、児童の存在感、学級への所属感を高める。
- ・定期的な振り返り活動により、自己や他者のよさやがんばりを認め合う場を設定する。

（３）相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心を育てる

- ・6月と11月に「いじめ見逃しゼロ強調月間」を設け、自己の言動を振り返り、いじめをしない、いじめを許さない学校学級づくりを行う。（保護者への周知と啓発）
- ・道徳教育、人権教育、同和教育の推進を図り、互いの人権を尊重し、思いやりの心を育て、いじめの防止に努める。（保護者への授業公開）
- ・人権強調週間を設け、互いの人格の違いを認め、よさを発見し合う道徳的判断力を高める活動を展開する。（人権教育・同和教育部と連携）

（４）自治的、自主的な能力や態度を育てる

- ・児童自身が学級や学年の課題を出し合い、話し合いによって解決する経験や学校学級生活を楽しく充実させるものにする話し合い、成功させる経験を積ませることで、自治的自主的な能力や態度を育てる。

5 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と運営

（１）「いじめ・不登校対策委員会」の構成と運営

- ①委員会は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当学級担任、該当学年主任、養護教諭で構成し、適宜開催する。
- ②不登校などの情報交換などについては、いじめ・不登校対策委員会で行うものとする。

（２）早期発見に係る組織

①教職員間の情報交換

- ・日常的な情報交換
- ・学年会や生徒指導部会、終会での児童の情報交換
- ・保健室や学校訪問カウンセラーからの情報提供とその共有
- ・児童、保護者からの情報の活用

②生活アンケート

- ・毎月20日前後の実施
- ・担任が実施。匿名、教室環境の配慮、手渡しによる回収など、秘密の厳守。
- ・4～6年生は家庭で行い、学校で作成する封筒に入れて担任に提出する。
- ・実施当日にすべてのアンケートに目を通し、個別の相談、面談を実施

③教育相談

- ・年間2回（6月、11月）の全児童との教育相談の実施
- ・心配される児童への定期的な相談の実施
- ・学校訪問カウンセラーによる相談体制の確立と教頭をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底

④特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言
- ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくりと関係機関との橋渡し

⑤学校訪問カウンセラー

- ・相談室の開放 毎週木曜日13:00～16:00
- ・児童や保護者との個別面談

(3) 地域・家庭・関係機関との連携

①家庭との連携

- ・学校だよりや学年だよりによる子どもたちの活動の広報
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA 総会や諸会合、学校だより、ホームページ等）

②地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・登下校時の交通指導、見守り隊の活動を通じた児童の実態の情報交換
- ・地域連携「児童を語る会」…主任児童委員、民生児童委員、学校職員
- ・PTA 地域安全委員

③関係機関との連携

- ・必要により、JAST、児童相談所、すこやかな暮らし包括支援センター、適応指導教室と連携して解決にあたる。

(4) 児童に関する情報の共有化と児童理解

①学級編成資料、校内委員会の資料による情報の共通化、引き継ぎ（3月、4月）

②生活アンケート、Q-Uアンケート（6月、11月）による児童の実態把握

③学年会、生徒指導部会、終会での児童理解、情報共有

④生徒指導上の課題の蓄積

(5) 教職員の指導力向上

①特別活動を中核にした学級づくり

- ・校内研修により、特別活動を中核にした学級づくりについて研修を行い、いじめが起きにくい学級をつくっていく。

②いじめに関する研修

- ・いじめに関する職員研修を行い、いじめの早期発見、即時対応ができるようにする。

③学校評価による確認

- ・学校評価によって取組状況や達成状況を確認する。

6 いじめに対する具体的な措置

(1) 素早い事実確認

①速やかな報告の徹底

- ・〔担任、現状目撃者等の情報受信者 → 担任、学年主任、生活指導主任等 → 教頭 → 校長〕のルートで情報や状況を直ちに報告する。

※ズボンおろしなどの重大事案発生時は、即時に生活指導主任及び教頭に報告する。

②いじめ対策委員会の設置

【事実確認・保護者への対応】

◇被害児童への聞き取り

*教職員は、被害者の視点に立ち『味方』となって支える立場で接する。

*いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

◇加害児童への聞き取り

*いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。

*いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。

*『いじめは絶対に許されない行為』として、喧嘩両成敗的な指導はしない。

◇周辺児童への聞き取り

*事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。

*内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。

*事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

◇被害児保護者、加害児保護者に対して

*いじめ発見当日（児童の帰宅前）に家庭に連絡し、指導途中でもこれまでの経緯を説明する。

*家庭訪問、面談など、直接に会って経緯や経過、今後の対応を伝える。（複数で対応）

- ・保護者の立場や心情に十分に配慮し、具体的な説明をする。

- ・保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。

【解決への指導支援・再発防止への取組】

◇指導方針を検討し、指導支援体制を編成する。

◇児童への児童と経過観察

*担任は指導を継続し、指導の経過を生活指導主任、管理職に随時報告する。

○加害児童への指導

- ・被害者の気持ちを考えさせ、自分自身の行動を振り返らせる。

- ・いじめは許されない行為であることを指導し、被害者に謝罪させる。

- ・どう行動すればよかったか、どんな解決方法があるかなど、一緒に考えることで、トラブル

へ

の対応の仕方や感情のコントロールの仕方を教えていく。

- ・定期的に振り返りを行い、いじめをしない態度を育てていく。

○被害児童への支援

- ・声掛けや面談をこまめに行い、児童の様子や心理状態を把握する。
- ・保護者に学校での様子を伝えるとともに家庭での様子を聞き、児童の様子について情報を共有する。
- ・発生後3カ月を経過した時点で再度本人との面談及び保護者への聞き取りを行い、訴えがない場合は、解消されたものとする。

◇全職員での共通理解

*生徒指導部会、終会等で全職員に報告し、共通理解を図る。

◇事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

*必要に応じて関係機関と連携をとり、対応する。

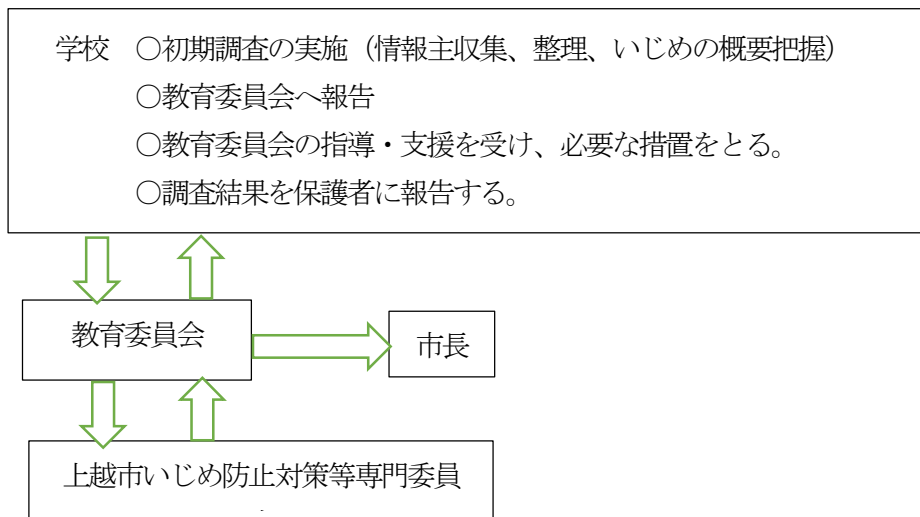
(2) いじめ発生時の組織的な対応の流れ 別紙1

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」と言う申し立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態発生時の対応



※市長が、対処が不十分、または再発生防止のために必要と判断したとき

